

## 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」制度 実施要綱

事業者が事業所の感染防止対策の実施を宣言する制度として、県が令和2年6月に開始した「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」制度に関し、飲食店については県、市町村又は県が業務を委託する事業者（以下、「県等」という。）による調査を令和3年3月から実地で実施することにより実質的な第三者認証を行ってきたことから、飲食店に係る制度運用と飲食店以外の事業所に係る制度運用との違いを明確化するため、実施要綱を本要綱のとおり定めることとする。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者に対して県がステッカーを交付し、事業所に同ステッカーを掲示することで、事業者の取り組みを広く周知するとともに、これにより県民が安心して事業所を利用することに資することを目的とする。

#### （対象）

第2条 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業その他の県内に事業所を有する事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号及び第2号並びに第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く。）とする。

#### （基準）

第3条 県は、対象事業者が事業所において、別に定める宣言書に基づいた感染防止対策を実施することをステッカーの交付基準とする。

2 飲食店に対するステッカーの交付の基準については、第2章のとおり定めることとし、必要に応じ、更新するものとする。

#### （申請）

第4条 交付を受けようとする事業者は、別に定める申請書及び宣言書により、書面により、県等に申請するものとする。

#### （交付）

第5条 県等は、前条の申請の内容が第3条の基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る事業者に対し、ステッカーを交付するものとする。

2 県等は、前条の申請が基準に適合しないと認めるときは、その旨を事業者に通知する。この場合において、事業者の補正によって基準に適合したと認めたときは、ステッカーを交付するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種等については、感染防止対策の指針となる「コロナ社会を生き抜く行動指針」及び業種ごとのガイドラインに沿った感染防止対策マニュアルが作成されたことを確認した後、ステッカーを交付するものとする。

## (利用)

第6条 事業者は、当該事業所の利用者から見やすい場所にステッカーを掲示するものとする。

2 事業者は、その責めに帰することができない事由によりステッカーを汚損又は亡失したときは、県等に対してステッカーの再交付を求めることができる。

3 県は、事業者の希望に応じ、事業者及び事業所についてホームページ等で公表することとする。

4 事業者は、ステッカーを第三者に譲渡する等、自ら利用する目的以外のために供してはならない。

## (責務)

第7条 事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 宣言書に記載の感染防止対策を確実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) ステッカーの適正な利用及び管理を行うこと。

(3) 県等が行う事業所に係る調査等に協力すること。

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく県の要請を遵守すること。

## 第2章 飲食店に対するステッカー交付の基準

### (対象)

第8条 この章において、飲食店とは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた者）が営む県内の事業用店舗で、客席を設け、利用客がその場で飲食することを目的とするものをいう。

2 テイクアウト専門店、デリバリー専門店等、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店は、本章の対象外とする。

### (基準)

第9条 県は、対象事業者が飲食店において、第3条に規定する感染防止対策を適切に実施することのほか、第10条に規定する県等による実地の調査による感染防止対策の確認を受けることを交付基準とする。

2 この要綱の施行期日より前にステッカーの交付を受けている飲食店については、別途県等が実施している感染防止対策の調査の実施をもって第10条の調査を行ったものとする。

### (調査)

第10条 県等は、宣言書をもとに飲食店の感染防止対策の調査を実地で行うものとし、感染防止対策に不適合があると認められた場合は、県等は当該飲食店の事業者に対して改善を要請する。

2 事業者は、第1項において改善の要請を受けた場合、要請に応じた感染防止対策を当該飲食店に講じるとともに、その旨を県等に報告するものとする。

3 県等は以下の飲食店について第1項に規定する調査を実施する。

- (1) ステッカーの交付を受けている飲食店のうち、県等による調査が未実施の飲食店
- (2) その他、県が調査を実施する必要があると判断する飲食店

#### (辞退)

第11条 飲食店の事業者は、飲食店が交付基準を満たさなくなる場合は、県等に申し出るものとする。

2 前項の申し出をした事業者は、交付基準を満たさなくなった後、遅滞なくステッカーの利用をやめ、これを廃棄しなければならない。

#### (取消)

第12条 県は、ステッカーの交付を受けている飲食店が基準を満たさない場合は、当該飲食店の事業者に対して改善を要請し、要請に応じない場合は交付を取り消すことができるものとする。

2 県は、前項の規定により交付を取り消したときは、当該飲食店の事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により交付を取り消された場合、事業者は、遅滞なく、第6条に規定するステッカーの利用を停止するとともに、これを廃棄し、その旨を県に報告しなければならない。

4 県は、飲食店が廃業したことを確認したときは、当該飲食店の事業者からの申し出がない場合であっても、交付を取り消すことができるものとする。

#### (再申請)

第13条 前条の規定により交付を取り消され、取り消しの日から6か月が経過した飲食店の事業者は、感染防止対策の改善を行ったとき、再度、交付を申請することができる。

#### (クラスター発生時の対応)

第14条 県は、飲食店において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したときは、第6条の規定による公表を一時停止するものとする。この場合において、当該飲食店の事業者は、直ちに、第6条に規定するステッカーの利用を停止しなければならない。

2 クラスターの発生の原因が事業者の感染防止対策の未遵守に起因するものでないことが明らかとなったとき又はクラスター発生後に感染防止対策の徹底が図られたときは、第6条に規定するステッカーの利用を再開することができるものとする。

3 前項の規定によりステッカーの利用等を再開しようとする飲食店の事業者は、あらかじめ、その旨を県に通知するものとする。

#### (まん延の防止に関する措置との関係)

第15条 県は、第8条から第14条の規定に関わらず、感染症のまん延の状況を勘案して、新たな交付を行うことが適当でないときは、交付の申請の受付を停止することができる。

### 第3章 雑則

#### (免責)

第16条 県等は、事業者がステッカーの交付を受けられなかったこと、事業者が交付を取り消されたこと又は事業所において感染症が発生したことによって、事業者又は事業所の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

#### (制度の見直し等)

この要綱に基づくステッカー制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。